

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抄）

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

1 政治分野

施策の基本的方向	
<p>政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。政治分野が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政府として、必要な調査研究や情報提供を行うとともに、政党等に対し積極的に働きかけを行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 国の政治における女性の参画拡大</p> <p>① 女性活躍推進法に基づき民間企業等が行う取組内容を踏まえ、政党に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の実施を要請する。</p> <p>② 候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等ポジティブ・アクション導入について、各政党において検討が進められるよう、調査研究を行い、参考となる情報等も活用しつつ、各政党に対し、自主的な導入に向けた検討を要請する。</p> <p>③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備について、政党等に要請する。</p>	
<p>イ 地方の政治における女性の参画拡大</p> <p>① 平成27年に地方議会議員の出産に伴う欠席規定の明確化を要請したことを踏まえ、地方議会における議員の両立支援体制等の状況等を把握する。また、地方議会において、候補者における女性の割合が高まるよう、両立支援体制の整備等も含めた環境整備について、政党や地方六団体に要請する。</p> <p>② 女性の地方公共団体の長や議会議長のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。</p>	
<p>ウ 政治分野における女性の参画状況の「見える化」の推進</p> <p>① 女性の政治参画の必要性・意義について、広く情報提供を行う。また、国や地方の政治分野における女性の参画状況（女性党员、女性役員、女性候補者等の比率等）等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進する。</p>	

(参考)

参考指標（関連部分）

参考指標は、第4次男女共同参画基本計画の各分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標であり、同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、内閣府において、その推移を定期的にフォローアップし、結果を公表することとしている。

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

項 目		現 状
地方議会議員に占める女性の割合	都道府県議会議員	8.9% (平成26年)
	市区議会議員	13.8% (平成26年)
	町村議会議員	8.9% (平成26年)